

インフルエンザ罹患に伴う出席停止の扱いについて

インフルエンザ罹患の場合は、学校保健安全法施行規則第19条の規定により、指定の期間は欠席になりません。登校後に速やかに下記の罹患報告書をご提出ください。

インフルエンザ罹患報告書

令和 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

学科・専攻名： _____ 学年 _____ 年

学生氏名： _____

1. インフルエンザ発症日： 年 月 日 ()
(症状が出た日)
2. インフルエンザ検査日： 年 月 日 ()
3. 解熱した日： 年 月 日 ()
4. 登校開始日： 年 月 日 ()
5. 受診した医療機関名：

上記のとおり報告します。

※ 受診記録又は検査結果がわかる書類(領収書, 処方箋, 薬剤情報提供書(薬の説明書)等)の写しをいずれか1部添付すること。

【参考】 インフルエンザによる出席停止期間について

- ・発症の翌日から起算して5日を経過し、かつ、解熱の翌日から起算して2日を経過するまで出席停止とします。(学校保健安全法施行規則第19条に基づく)